

北名古屋水道企業団パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、北名古屋水道企業団（以下「企業団」という。）の意思決定過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、水道利用者等（以下「利用者等」という。）の水道事業への参画を促進し、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点において、利用者との協働による事業推進を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、企業団の基本的な事業等（以下「事業等」という。）の策定に当たり、その趣旨、目的、内容等を公表し、利用者等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等に対する企業団の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、企業長及び監査委員をいう。

3 この要綱において「利用者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 企業団が供給する水を利用する者

(2) 企業団が供給する水を利用する事務所、事業所又は物件を有する個人、法人
その他団体

(3) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる事業等は、次に掲げるものとする。

(1) 総合計画等企業団の重要な事項を定める計画の策定又は改定

(2) 水道料金の改定

(3) 重要な水道施設の建設及び廃止等に係る基本計画の策定又は改定

(4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続が必要であると実施機関が判断したもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は事業等が次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

(事業等の案の公表時期及び内容)

第5条 実施機関は、事業等を策定しようとするときは、意思決定を行う前の適切な期間を設けて、その案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により事業等の案を公表するときは、利用者等が十分

理解できるよう、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 事業等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 事業等の案についての実施機関の考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業等の案を利用者等が理解するために必要な関連資料
(事業等の案の公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 企業団のホームページへの掲載
- (2) 企業団の庁舎その他実施機関の指定する場所での閲覧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 実施機関は、前項に規定する方法により公表を行おうとするときは、広報紙等によって広く利用者等に周知するものとする。

3 実施機関は、第1項に規定する方法により公表するときは、意見の提出先、提出方法、提出期間その他意見の提出に必要な事項を明記するものとする。

(意見等の提出期間)

第7条 実施機関は、事業等の案の公表の日から30日以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、事業等の案の公表の日から30日未満とすることができる。

(意見等の提出方法)

第8条 意見等は、書面によるものとし、その提出方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への提出
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする利用者等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明記しなければならない。

(意見等の処理)

第9条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、事業等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれらに対する実施機関の考え方を公表しなければならない。この場合において、当該事業等の案を修正したときは、当該修正の内容及び理由についても併せて公表しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、北名古屋水道企業団情報公開条例（平成15年西春日井郡東部水道企業団条例第3号）第7条各号に規定する不開示情報に該当するものは、公表しないものとする。

4 第2項の規定による公表は、第6条に規定する方法により行う。

（一覧表の作成）

第10条 企業長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、企業団のホームページに掲載するとともに、企業団の庁舎において、閲覧できるようにするものとする。

（実施責任者）

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を置くものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が定める。

附 則（令和4年8月30日要綱第1号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、既に策定等の過程にある事業等については、この要綱の規定は、適用しない。